

令和4年度第1回埼玉県少子化対策協議会議事録

日 時：令和4年8月23日（火）

10:00～11:00

方 法：Zoom

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部少子化対策局長（和泉局長）

- ・ 県では市町村と協力しながら、保育サービス拡充や社会全体で子育てを応援するムーブメントの創出など幅広い施策に総合的に取り組んできた。
- ・ S A I T A M A 出会いサポートセンター事業では、A I を活用した先進事例として多数のメディアで紹介された結果、令和4年7月末時点で累計利用登録者数が1万3千人を超え、昨年度だけで100組以上が成婚されるなど、順調に推移している。
- ・ 保育所等の待機児童については、令和4年4月1日現在で296人であり、4年連続で減少した一方、就学前児童数が減少する中でも、認可保育所等への入所申込者数は増加が続いており、今後も動向を注視しながら、引き続き待機児童対策に取り組んでいく必要がある。
- ・ こうした中、本県の合計特殊出生率については、令和3年の概数で1.22となり、前年の1.27から低下して、少子化の進行が深刻となっている。
- ・ 少子化対策は喫緊の課題だが、少子化の背景には様々な要因が複雑に絡み合っているため、子育て支援だけでなく、多岐にわたる分野の対策が必要であり、すぐに効果が現れるものではない。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を産み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした。
- ・ こうしたことから、引き続き市町村と連携し、少子化対策の充実を図っていく必要がある。今年度もこの協議会において、市町村と議論を深め、県全体で少子化対策、子育て支援策の充実を図っていききたい。

3 議題等

（1）令和4年度における少子化対策協議会の運営について

資料1について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当川野辺主幹から説明

- ・ 少子化対策協議会は埼玉県の少子化対策を検討することを目的として、毎年定期的に開催しており、特定事項の調査及び検討を行う場として、ワーキンググル

ープも併せて開催している。

- ・ 昨年度は「待機児童対策協議会」「子育て支援ワーキング」「結婚新生活支援事業ワーキング」の3つについて開催したが、今年度もそれぞれの分野の議論を深めていきたい。

(2) SAITAMA 出会いサポートセンター事業について

資料2について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当川野辺主幹から説明

- ・ SAITAMA 出会いサポートセンターは、平成30年10月に官民連携で立ち上げ、現在47の市町村が加入している。令和4年度からは、新たにさいたま市、ふじみ野市、八潮市に参加いただいた。
- ・ 住民の方の利用負担軽減や結婚支援施策に関するプロモーションの効率化、利用実績の共有・活用などのメリットがあるので、未加入市町村にもぜひ加入を検討いただきたい。

(3) 結婚新生活支援事業（地域少子化対策重点推進交付金）について

資料3について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当川野辺主幹から説明

- ・ 結婚新生活支援事業は、内閣府の「地域少子化対策重点推進交付金」の取組の一つとして実施しており、結婚に伴う新居の家賃や引越し等の新生活の費用を補助する内容で、経済的な理由により結婚に踏み出せない方々を支援するもの。
- ・ 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得400万円未満（年収換算540万円程度）の新婚世帯を対象に、30万円を上限に補助を行う。
- ・ 都道府県主導型市町村連携コースと一般コースの2つのコースがあり、連携コースに参加した場合は、29歳以下の方への補助が最大60万円となる。また、市町村への補助率も2分の1から3分の2となる。
- ・ 今年度は、連携コースの事業として、大学等での結婚ムーブメント研修会と経営者等向けの結婚・子育て意識改革フォーラムの実施を予定している。連携コースに参加している9市町には、参加の協力をいただきたい。
- ・ 来年度の都道府県主導型市町村連携コースの実施要件は、まだ内閣府から示されていない。情報を入手次第、共有する。

(4) 多子世帯応援クーポン事業について

資料4について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当川野辺主幹から説明

- ・ 多子世帯応援クーポン事業は、育児負担の軽減、子育てサービス利用促進による産業育成、社会全体で多子世帯応援の気運醸成を目的として、第3子以降の子

が生まれた世帯に、子育てサービス等に利用できるクーポンを5万円分配布する事業。

- ・ 市町村任意事業は、市町村が実施する出産祝い金事業等の給付事業のうち、第3子以降の児童に係る事業費の一部を助成。県が事業費の1/2、上限1人当たり2万5千円を補助。令和3年度は27市町村が実施している。
- ・ 来年度以降の事業については、事業の必要性や効果についての指摘があり、事業の再構築を求められている。

質疑応答

(深谷市) 多子世帯応援クーポン事業について、庁内で指摘があったとのことだが、具体的にどのような指摘があったか教えてほしい。

(埼玉県) 令和3年度の予算約3億5千万円に対して、委託料が約6,200万円かかっており、効率的な事業手法となっていないのではないかと、という指摘を受けている。

(5) 少子化対策深掘調査及び意見交換会の結果について

資料5について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当川野辺主幹から説明

- ・ 少子化対策深掘り調査は、国立社会保障・人口問題研究所が実施している出生動向基本調査の結果を基に、20代～30代の埼玉県民を対象として、結婚をしない理由や理想の子ども数を持たない理由についてさらに掘り下げて調査を行い、県民のニーズを把握するもの。スクリーニング調査に回答した約3,000名のうちから、条件に該当する約1,000名の方から回答をもらった
- ・ 既婚者に対する調査では、理想の子ども数の平均が1.91人、実際の子ども数が1.48人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の2015年の調査結果である、理想の子ども数2.32人、実際の子ども数2.01人と比較して減少している。
- ・ 独身者に対する調査では、結婚の意向に関する質問に対し、「結婚をする意向はない」と回答した方が最も多く、結婚をしていない理由については、「適当な相手にめぐりあわないから」が最多、適当な相手にめぐりあえない理由については、「主体的に行動していない」が最多の回答となった。
- ・ 共通の調査では、県や市町村に実施してほしいこととして、費用面では「結婚に伴う転居・住宅費用の経済的支援」が最多、環境面では「結婚を希望する人を応援する社会的気運醸成」が最多の回答となった。
- ・ 少子化対策意見交換会は、少子化対策深掘り調査の結果を基に、婚活中、子育て

て中、新卒・学生の当事者を対象として、調査結果に関して更に具体的な意見を聴取するため、7月7日に開催した。

- ・ 意見交換会では県が実施している「3キュー子育てチケット」や「SAITAMA 出会いサポートセンター」についての意見を伺ったほか、深掘り調査において、「結婚にあたり県や市町村に環境面で実施してほしいこと」という質問に対し、最多の回答であった「結婚を希望する人を応援する社会的気運醸成」について、どういふ施策を行ったら社会的機運醸成に繋がるかについて意見を伺った。
- ・ 3キュー子育てチケットについては、現在子育て中の当事者のグループを含め、厳しい意見をいただいております、事業の改善、見直しを実施する予定。

取組状況

市町村からの取組についての説明

坂戸市： 坂戸市は結婚新生活支援事業県主導型連携コースを実施している。坂戸市の合計特殊出生率は県平均よりも0.2%低いことや、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の一つに「結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援」を打ち出し、その一環で取り組んでいる。坂戸市では住宅の取得費や賃借経費、リフォーム費の補助を実施しているが、補助の対象について、特定の居住区域に限定して実施している。実績は8件でいずれも賃借費や引っ越し費用への補助となっており、申請数の少なさや賃借費に係る申請が多いことが課題となっている。

(6) 放課後児童クラブ巡回支援事業（アドバイザー派遣）について

資料6について、少子政策課子育て環境整備担当堀口主幹から説明

- ・ 県では、令和2年度から放課後児童クラブ巡回支援事業を実施しており、放課後児童クラブに通う児童に質の高い育成支援を確保できるよう、助言等を行うアドバイザーを、児童関係と労務関係の内容について、1クラブにつき2回まで派遣している。
- ・ 現在第2期の派遣希望調査を行っているが、市町村で同様の事業を行っている場合は対象外となる。
- ・ この事業は、「保育対策総合支援事業費補助金」の「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」が活用できるため、市町村での事業実施を御検討いただきたい。

(7) 子ども・子育て支援交付金（放課後児童クラブ関連）について

資料7について、少子政策課子育て環境整備担当堀口主幹から説明

- ・ 放課後児童クラブ支援員の確保について、賃金等の処遇が不十分などのことから、非常に困難であると伺っている。
- ・ 国の対策として、平成26年度から放課後児童支援員等処遇改善等事業、平成29年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施している。
- ・ この2つの事業は支援員の処遇改善に直接繋がることから、是非活用いただきたい。
- ・ また、本県放課後児童クラブの望ましいと考える基準について、平成27年3月に、埼玉県放課後児童クラブガイドラインを定めている。今一度ガイドラインをご確認いただき、設備及び運営の向上への参考にしていただきたい。

(8) つながりの場づくり緊急支援事業について

資料8-1、8-2について、少子政策課こどもの未来応援担当下田主幹から説明

- ・ つながりの場づくり緊急支援事業は、こども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどを、自治体自ら、又はNPO等に委託して、又はNPO等を補助して実施し、子どもを行政等の必要な支援につなげる事業であり、補助率は3/4、補助基準額は今年度5月19日から引き上げられている。
- ・ 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業は、地方自治体とあらたに連携した、NPO等によるこども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業であり、補助率は10/10、こちらも補助基準額が引き上げられている。
- ・ 補助率も高く、補助基準額も引き上げられているので、是非活用いただきたい。

(草加市からの質問)

ア 団体に補助を出すにあたり、補助の条件や基準があるのか。団体によって実施回数が異なっていたり、参加者についても不特定多数を対象にしている団体と生活困窮者を対象にしている団体があったりと差が生じているが、補助を出すにあたり事業実施形態の条件等があれば教えてほしい。

イ 本補助金は「コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）」にも活用できるのか。事業実施において、利用者が支援者と顔を合わせるのは利用登録をする時のみで、利用者が実際に食品を受け取る際には、倉庫スペースが無人であるこ

とから支援者とつながる機会がない。以上のような事業実施の場合、「子供を行政等の必要な支援に繋げる事業」という要件に該当するといえるのか。

ウ 食品等の運搬に車を使用する場合、燃料費（ガソリン代）は補助対象となるか。（自家用車を使用した場合と、団体で使用している法人の車を使用した場合について）

（回答）

ア 子どもの貧困対策を目的として団体が実施しているものであれば対象であり、行政とつないだ実績がなくても交付金の支払いは可能。

イ 利用登録の際に支援が必要な子どもなどを行政につなげることができるのであれば対象になると考えられるが、あまり事例がなく、申請される前に事前に内閣府に確認をとりたい。

ウ 自家用車を使用した場合や法人の車を使用した場合について、いずれも事業の実施分のみ対象となる。

（9） SNS による虐待相談、里親制度、妊産婦支援による養子縁組推進事業について資料 9-1 について、こども安全課児童虐待対策担当栗田主任から説明

- ・ 県ではLINEを活用した虐待相談を行っている。昨年7月からは相談対象を拡大し、県内全域での相談を受ける体制となった。令和3年度の相談件数は1,404件となっており、その内こどもからの相談件数は555件。引き続き、市町村広報紙やHPでの周知協力をお願いしたい。

資料 9-2、9-3 について、こども安全課里親推進担当佐藤主任から説明

- ・ 親の病気や虐待など、何らかの事情により自分の家庭で暮らせない子どもは令和3年度末で1,776名し、その内4分の3が施設で暮らしている。
- ・ 特定の大人に養育されることは自己肯定感を育むなど、子どもの心身の発達に重要であることから、県では里親制度を推進している。
- ・ また、県では妊産婦支援による養子縁組推進事業を実施しており、里親制度の周知と併せて、各市町村にはチラシの配架や市町村広報への掲載に御協力いただきたい。

（10） 保育の仕事の魅力PRについて

資料 10 について、少子政策課施設運営・人材確保担当上ノ原主幹より説明

- ・ 埼玉県では、若手の保育士の1日を追ったドキュメンタリー動画を作成し

た。作成した動画は Youtube で一般公開するとともに、記者発表予定。

- ・ 保育士就職フェアを 9 月に開催予定。フェアの参加から就職まで手厚い支援を期待できる内容となっており、フェアの広報について各市町村に協力いただきたい。

5 閉会